

平成 23 年度「抛出委託単価」について

各素材別の平成 23 年度抛出委託単価は、以下の通りです。（容器包装リサイクル法の第 10 条の 2 に基づく市町村への抛出金制度の概要については、同封の「平成 23 年度分抛出委託料の請求及び市町村への資金抛出制度について」をご参照ください。）

		平成 23 年度抛出委託単価	ご参考：平成 22 年度
ガラスびん	無色	0 円/トン (0 円/kg)	0 円/トン (0 円/kg)
	茶色	100 円/トン (0.1 円/kg)	0 円/トン (0 円/kg)
	その他色	300 円/トン (0.3 円/kg)	0 円/トン (0 円/kg)
PET ボトル		500 円/トン (0.5 円/kg)	1,500 円/トン (1.5 円/kg)
紙製容器包装		400 円/トン (0.4 円/kg)	1,300 円/トン (1.3 円/kg)
プラスチック製容器包装		2,700 円/トン (2.7 円/kg)	10,300 円/トン (10.3 円/kg)

「抛出委託単価」は、「合理化抛出金（市町村への抛出金の見込額）」（ $(①-②) \times 1/2 = ③$ ）を、「再商品化委託申込見込量」（④）で除して算出します。

$$\text{抛出委託単価} = \frac{((①\text{想定額} - ②\text{「現に要した費用」の見込額}) \times 1/2)}{④\text{再商品化委託申込見込量}} \times 1.05$$

①想定額

→「想定単価」（平成 20～22 年度、3 年の再商品化事業者への支払実績単価の平均値。平成 23～25 年度、3 年固定。）に、「想定量」（市町村の毎年の申込量＝契約量。特定事業者負担分のみで、市町村が負担している小規模事業者分は含まれません。）を乗じて算出。

②「現に要した費用」の見込額

→市町村からの引き渡し契約量並びに平成 23 年 4 月から 8 月末までの再商品化実績等、毎年度の傾向値等を参考として、素材別の「現に要した費用の見込額」を算出

③合理化抛出金（市町村への抛出金）の見込額

→「平成 23 年度合理化抛出金の見込額」は、「想定額」から「現に要した費用の見込額」を差し引いた金額に、1/2 を乗じることで算出

④再商品化委託申込見込量

→当協会が平成 23 年度分として特定事業者から委託を受ける見込の再商品化委託申込量の総量

<平成 23 年度抛出委託単価の算出根拠>

		①想定額 (円)	②「現に要した 費用」の見込額 (円)	③ = (① - ②) × 1/2 合理化抛出金 の見込額 (円)	④再商品化 委託申込み 見込み量 (トン)	平成 23 年度 抛出委託単価 (円/トン)
ガラスびん	無色	405,811,987	416,366,764	0	148,219	0
	茶色	438,008,270	426,648,648	5,679,811	112,477	100
	その他	663,879,422	623,188,926	20,345,248	101,840	300
PET ボトル		411,954,876	175,528,444	118,213,216	265,295	500
紙製容器包装		52,237,826	24,600,000	13,818,913	39,500	400
プラスチック製容器包装		38,589,515,000	34,385,218,000	2,102,148,000	837,000	2,700

注 1) 市町村への合理化抛出金は、想定額よりも「現に要した費用」が下回ってはじめて抛出されます。

注 2) 計算の結果、③ = (① - ②) × 1/2 がマイナスあるいは 0 (ゼロ) となる場合、抛出委託単価は 0 (ゼロ) となり、合理化抛出金は生じません。

注 3) 合理化抛出金の見込額、再商品化委託申込見込量、抛出委託単価は端数調整しています。